

国民健康保険証の更新について

住民課 内線325～7

現在、国民健康保険に加入されている方がお持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は平成19年9月30日までです。

保険証の更新は、次の方法で行いますのでよろしくお願ひします。

< 国民健康保険料に滞納がない方 >

9月下旬に保険証を配達記録つき郵便で郵送します。
旧保険証は、10月1日以降、ご自分で破棄されるか役場へ返却ください。

< 国民健康保険料に滞納がある方 >

9月下旬にはがきを郵送しますので、役場で納付相談を受けてください。
[持ち物] 郵送されたはがき・旧保険証

保険証の有効期限について

今回発行される国民健康保険証の有効期限は、平成21年9月30日までですが、以下に該当する方は有効期限が違いますので、予めご了承ください。

【有効期限が平成20年3月31日までの方】

・平成20年4月1日までに75歳になる方

平成20年4月1日からは、後期高齢者医療広域連合から被保険者証が交付されます。

・平成20年3月31日までに65歳になる方で、現在退職被保険者証をお持ちの方、及びその被扶養者
平成20年4月1日からの保険証を3月下旬にお送りします。

【有効期限が誕生日前日の方】

・平成20年4月2日から平成21年9月30日までの間に75歳になる方

75歳の誕生日前に、後期高齢者医療広域連合から被保険者証が交付されます。

国民年金保険料の納付は口座振替が便利です

住民課 内線326 小田原社会保険事務所 ☎22-1391(代)

国民年金保険料の第1号被保険者の方は、毎月の保険料を、社会保険庁から送付された納付書により、翌月末までに納めなければなりません。納めに行く手間の省ける「口座振替」や、割引のある「前納制度」をぜひご利用ください。

「口座振替」金融機関・郵便局または社会保険事務所の窓口、納付書または年金手帳と通帳、通帳届出印を持参して手続きをしてください。

「前納制度」平成19年10月から翌年3月分までの6か月間をまとめて10月末日までに納めると、毎月納めるより690円お得です。

4月に社会保険庁から送付された、6か月前納の納付書により金融機関などで納められます。納付書がない場合は、社会保険事務所にお問い合わせください。

また、平成19年10月から翌年3月分までの6か月の保険料を口座振替でまとめて納めると、納付書で納めるよりもさらに270円お得です。しかも納め忘れがなく安心です。（ただし口座振替による6か月前納は、9月中に社会保険事務所での登録が必要になりますのでお早めに金融機関、郵便局、もしくは社会保険事務所の手続きをしてください。）